

別記様式第1号(第四関係)

ひ た ち おお た し の う そ ん ち く か っ せ い か け い か く
常陸太田市農村地区活性化計画
(変更)

茨城県常陸太田市

(平成22年 6月)
平成26年 2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	常陸太田市農村地区活性化計画						
都道府県名	茨城県	市町村名	常陸太田市	地区名(※1)	常陸太田市全域	計画期間(※2)	平成22年度～平成28年度(休止期間:平成23年度～平成24年度)

目 標 : (※3)

急激な少子高齢化・人口減少により、地域の活力が低下していることから、常陸太田市の産業の核である農林畜産業を基軸とし、自然・歴史・文化・観光交流資源や商工業を巻き込んだ地域の総合力を融合させ、オール常陸太田の力として発揮するため、新たな地域資源活用総合交流促進施設(都市農山漁村総合交流促進施設)を整備し、その施設を拠点として、市域はもちろん、県北地域全体への人・もの・情報等の地域間交流促進と地域産業の活性化を進め、人と地域の元気づくりを図る。

具体的な数値目標として、常陸太田市全域への茨城県観光客動態調査による主要観光地への入込客数等を、計画期間前(平成17年度～21年度)の308万人から、計画期間内(平成22年度～平成28年度、休止期間:平成23年度～平成24年度)に10.53%増加させ340万人を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

常陸太田市(以下「本市」という。)は、茨城県北部に位置し、平成16年12月に旧常陸太田市、旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村の1市1町2村が合併し、茨城県内で一番面積の広い自治体(372.01km²)となった。地形は南北に約40km、東西に約15kmと縦長の地形で、北部は山と緑に囲まれた穏やかな自然が広がり、その谷間を浅川、山田川、里川が並行して南流し一級河川の久慈川に合流する。南部はのどかな田園風景が広がり水と緑が豊かな自然環境を有している。

また、首都圏からの距離は約120kmで、常磐自動車道やJR等を利用し日帰り観光のできる地理的条件に加え、福島県へ通じる国道349号と栃木県へ通じる国道293号が交差するなど、県北地域における交通の要所となっている。

基幹産業は農林畜産業で、総農家数は5,471戸(平成22年12月1日現在)で総世帯数の27.6%にあたり、稲作を中心に畜産、露地野菜、果樹、そして本市特産である常陸秋そばなどが栽培されている。また、平安時代末期からは豪族佐竹氏の拠点、江戸時代には水戸徳川家の商業都市として発達したことから、史跡も数多く、竜神大吊橋やプラトーさとみ等の観光拠点施設等を含め、観光も大きな産業となっている。

このような中、合併後の常陸太田市第5次総合計画において「自然・歴史を活かし人・地域がかがやく協働のまち」を将来像に掲げ、市民の一体感の醸成や新市の融合を図りながら、地域資源を磨き、活用し、人々が盛んに交流する空間を創出し、誇りと愛着を持って暮らすまちへの取り組みと、市外からの交流客拡大に向けた市民協働によるおもてなしを実践している。

現状と課題

本市の人口は、平成25年12月1日現在で53,600人、合併した平成16年12月1日の人口60,548人から比較すると9年間で11.5%減少し、少子・高齢化による人口減少が著しく進んでいる。

また、基幹産業である農林畜産業は、農業従事者の高齢化が進み、後継者や担い手が減少し、中山間地域を中心に耕作放棄地が増加している。併せて、長引く農産物価格の低迷により、総農家数は平成17年と平成22年を比較すると8.3%減少しており、農業の衰退化・弱体化が懸念されている。このため、農林畜産業の振興が課題となっており、その手段の一つとして、農林畜産物に付加価値を付けた販路拡大や6次産業化の促進を図ることなどが必要となっている。

一方、観光産業においても、合併した平成16年には観光拠点施設などを中心に年間66万人の入込客数があったが、近年の旅行者ニーズの多様化や福島第一原子力発電所の事故による風評被害のため、平成24年は56万人と15.2%落ち込んでいる。このため、本市の豊富な地域資源を活用し、市域全体への更なる誘客促進による交流人口の拡大を図ることが必要となっている。

今後の展開方向等(※4)

農林畜産業においては、売り先を見定めた受注型の農業生産、付加価値の高い新たな品種の検討とその実証栽培、また、そのための技術や施設整備の支援、地域特性を活かし高齢者でも生産可能な少量多品目生産、農産物のブランド化、農工商連携による販路拡大、耕作放棄地を活用した生産拡大、新規就農者や女性・定年帰農者等への支援を強化し、常陸太田市一丸となった農林畜産物の生産振興と販売促進・販路開拓を進めていく。

観光産業においては、観光拠点地の魅力アップを図るとともに、自然・環境・景観・歴史・農林畜産物・文化・スポーツなどの本市の特徴・個性である地域資源を活用した様々な体験交流やツーリズムメニュー(商品)づくり、その情報発信と売込みによる誘客を強化し、交流人口拡大による地域活力の向上を進めていく。

また、これらを総合的にコーディネートする拠点施設として、地域資源活用総合交流促進施設(都市農山漁村総合交流促進施設)を整備し、市内はもちろん茨城県北地域の農林畜産物、特産物、加工品などの販売、それらを素材とした食の提供、地域全体をフィールドとした体験・交流の促進など、常陸太田市を中心とした茨城県北地域の有形無形の地域資源を融合し、地域の総合力として内外に発信し、地域全体の活性化を図っていく。

なお、本計画は、平成23年3月に発生した東日本大震災により、事業を一時休止(平成23年度～平成24年度)しており、計画期間内の目標達成状況の検証については、計画終了翌年度(平成29年度)に実施するとともに交流人口拡大増加に向けた検討を行う。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
常陸太田市	常陸太田市全域	地域資源活用総合交流促進施設(都市農山漁村総合交流促進施設)	常陸太田市	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
常陸太田市	常陸太田市全域	社会資本整備総合交付金事業(防災・安全交付金事業)	茨城県	計画期間:平成26年度から平成27年度
常陸太田市	常陸太田市全域	着地型旅行商品、特産品開発事業	常陸太田市	計画期間:平成22年度から平成28年度
常陸太田市	常陸太田市全域	常陸太田ツーリズム推進事業	常陸太田市	計画期間:平成22年度から平成28年度
常陸太田市	常陸太田市全域	地元再発見事業	常陸太田市	計画期間:平成22年度から平成28年度
常陸太田市	常陸太田市全域	地場産物ブランド化推進事業	常陸太田市	計画期間:平成22年度から平成28年度
常陸太田市	常陸太田市全域	常陸太田大好き応援倶楽部運営事業	常陸太田市	計画期間:平成22年度から平成24年度

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

水戸ひたち観光圏(構成 水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、大洗町、城里町、東海村、天子町の13市町村)において、平成20年度から平成24年度の5カ年間「あなたの空と大地 水戸ひたち観光圏整備計画」を策定し、山・海・川での体験観光と旧水戸藩に代表される歴史・文化・芸術をテーマに連携して事業を推進している。

- ・ 観光客の宿泊に関するサービスの改善及び向上に関する事業
- ・ 観光資源を活用したサービスの開発及び提供に関する事業
- ・ 観光旅客の移動の利便性の増進に関する事業
- ・ 観光に関する情報提供の充実に関する事業
- ・ その他事業

(財)グリーンふるさと振興機構(「グリーンふるさと圏」日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、城里町、天子町)の事業(教育旅行の受け入れ、スポーツ関連ツアー、ワークステイ、田舎暮らしの情報提供など)と連携し都市住民を広域的な受け入れる態勢を整えている。

FIT構想により、福島・茨城・栃木3県の県際地域13市17町7村と連携し、人と自然との共生、新しい時代の活力ある地域の形成及び連携・協働による地域・交流圏の発展を基本理念として、FITブランドプロジェクト、交流二地域居住プロジェクト、広域観光プロジェクト、交通・情報通信基盤整備プロジェクトを推進している。

3 活性化計画の区域(※1)

常陸太田市農村地区(茨城県常陸太田市)	区域面積(※2)	36,951ha
<p>区域設定の考え方(※3)</p> <p>①法第3条第1号関係: 区域は常陸太田市全域(人口集中地区を除く。)とする。当市は平成16年に4市町村が合併し、旧常陸太田市の一部と旧金砂郷町、旧水府村及び旧里美村の全域が特定農山村地域に、さらに旧金砂郷町、旧水府村及び旧里美村が過疎地域に指定されている。 区域の総面積36,951haのうち森林面積は24,842ha、耕地面積は5,105haであり、これらを合わせた農林地面積は、29,947haで区域の総面積の81.0%を占める。また、市全体の全就業者数26,790人のうち農林業従事者数は2,528人と9.4%を占めており、農林畜産業は本市の重要な基幹産業となっている。</p> <p>出典:総面積「平成22年国勢調査」、森林面積「平成22年農林業センサス」、耕地面積「平成22年作物統計調査」、農家戸数「平成22年国勢調査」、総世帯数「平成22年国勢調査」 ※区域の総面積及び耕地面積は、人口集中地区の面積割合0.67%除いている。</p> <p>②法第3条第2号関係: 区域内の人口動態は、平成25年12月1日現在で53,600人、世帯数は19,829世帯であり、合併した平成16年12月の人口60,548人から比較すると、人口は9年間で11.5%減少し、少子高齢化による人口減少が著しく進んでいる。また、総農家数も、平成17年に5,967戸あったが、高齢化や担い手不足などの要因により、平成22年には、5,471戸と8.3%減少している。 このことから、都市農山漁村総合交流促進施設を整備し、地域農産物、地域特産物、文化財等の地域資源を活かした地域間交流を促進させることは、当該地域の活性化を図るために有効かつ適切である。</p> <p>出典:人口・世帯数「常住人口」、総農家数「農林業センサス」</p> <p>③法第3条第3号関係: 地域間交流を図る目的の実現のためには、市内全域を対象地域とすることで一層の効果が上がると考える。 (本市の面積には、人口集中地区250haが含まれており、総面積や耕地面積は、その実数又は面積割合の0.67%を除いて記載しており、市街地形成区域は含んでいない。)</p> <p>出典:人口集中地区面積「平成22年国勢調査」</p>		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画の目標の達成状況の評価は以下の方法により行うこととする。

(1)交流人口の増加・・・計画期間最終年度の翌年度である平成29年度に、茨城県観光客動態調査の入り込み客数及び地域資源活用総合交流促進施設(都市農山漁村総合交流促進施設)の利用者数により増加率を確認し評価をする。さらに、評価内容の妥当性を高めるため、学識経験者等の第三者で構成される委員会を設置し、意見を聴いた上で、その結果を公表する。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。